導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　丸亀市は香川県のほぼ中央に位置し、瀬戸内海を挟んで、岡山県とも接しており、日本の工業生産を支える瀬戸内工業地域の一角を占めている。また、歴史・伝統に彩られた地域でもあり、400年以上にわたって丸亀城とその城下町を中心に発展を遂げてきた。平成17年には、綾歌町、飯山町との対等合併が行われ、島嶼部から平野部、そして南部の旧綾歌町、旧飯山町に至る多様性豊かな地域が形成されている。

　人口構造に関しては、国勢調査の数値によれば、丸亀市の生産年齢人口の総人口に占める割合は2005（平成17）年から2016（平成28）年までの間で、63.82％から57.19％と6.63％減少、人口は70,258人から62,936人と7,322人減少しており、生産年齢人口の減少傾向が続いている。

産業構造別人口の推移をみると、丸亀市の就業人口は1985年の54,579人をピークに減少しており、2015年では50,783人となっている。また、産業構造の３区分就業人口割合をみると、第1次産業と第2次産業が低下しているのに対し、第3次産業は就業人口が若干減少しているものの、就業人口割合は上昇しており、2015年には全体の65.4％を占めている。

産業構造については、地域別に特色があり、島嶼部では漁業や石材業、臨海工業地域では製造業、旧丸亀市市街地周辺では商業、旧飯山・綾歌地域では建設業や農業が多く見られる。そのため、産業別構成比で見ても、一業種へ特化することなく、いずれの業種も偏りなく存在することが本市の特色である。

　平成26年経済センサス基礎調査によると、丸亀市内には4,507の事業所が存在するが、そのうち99％近くが中小企業であることから、中小企業が本市の経済を支えているのが現状である。

　ところで、丸亀市は、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大を図り、もって地方経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的に、平成23年３月に丸亀市産業振興条例を制定しており、更なる産業振興の発展に努めるため様々な施策を行っている。

一例を挙げると、市内中小企業の状況把握のため、訪問調査活動を継続的に実施しており、平成29年度においても256社を訪問し、企業が抱えている経営上の課題や今後の経営方針等について情報収集を行ったところである。その中で、最近の業況に関する質問に対して、「好況」と回答した企業が3割程度であったが、「横ばい」または「不況」と回答した企業が７割近くを占めており、中小企業においてはいまだ業況が回復していないことが伺える。また、経営課題の質問に対しては、「販路の停滞」と回答した企業が最も多く、今後の経営戦略については、「販路の拡大」と回答した企業が最も多かった。一方で、「設備投資を計画している」企業は、全体の６％程度であり、業況の低迷が販路の停滞を招き、そのため新たな設備投資ができずに生産性が向上せず、業況に影響するといった負の悪循環に陥っていることが伺える。

また、経営課題について「人材不足」を挙げた企業が2番目に多い。香川労働局発表の平成30年２月の丸亀市の有効求人倍率は1.86倍であり、同時期の全国の有効求人倍率1.59倍、香川県の有効求人倍率1.75倍と比べても高水準であるといえるが、中小企業にとっては求人をしても応募が少なく、人材不足が解消されていないというのが現状である。更に、訪問した256社のうち、1割を超える28社が後継者問題について危機感を抱えており、後継者がいない故に設備投資に踏み切れないという側面も伺える。

前述のことから、現在、域内の中小企業は、複合的な要因により業況が回復しておらず、現状を放置すると域内の経済基盤が失われかねない状況と言える。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、特に重要な課題である人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

（２）目標

　中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、香川県の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

　これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　丸亀市の産業は、いずれの業種も偏りなく存在することが特色であり、農林水産業、製造業、サービス業等の多様な業種が丸亀市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　丸亀市の産業は、島嶼部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

　丸亀市の産業は、いずれの業種も偏りなく存在することが特色であり、農林水産業、製造業、サービス業等の多様な業種が丸亀市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性向上率が年平均3％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。